

## 1 業務概要

### (1) 業務名

関西圏での外商促進に係る物産展等開催運営委託業務

### (2) 目的

令和7年度に開催される大阪・関西万博、大阪IRなどの大規模プロジェクトを控え、ますます経済活力の高まりを見せる関西圏において、高知市(以下「本市」という)として、れんけいこうち広域都市圏(本市が中心となり、高知県内全34市町村が連携し圏域全体の経済成長を目指す)の枠組みを利用して、高知県との相互連携で外商支援事業を展開していきたいと考えている。

本事業は、れんけいこうちとして、高知県の商品への関心を高める機会を増やすとともに、高知県が運営する関西圏あんでなショップ「SUPER LOCAL SHOP とさとさ」(以下「とさとさ」という。)への誘客を行い、県産品の販路拡大を図っていくことを目的とする。

### (3) 業務内容

別添「関西圏での外商促進に係る物産展等開催運営委託業務仕様書」のとおり。(以下「仕様書という」)ただし、契約締結時における仕様書は、受託者の企画提案内容により変更する可能性がある。

### (4) 委託期間

契約締結日から令和7年3月31日(月)まで

### (5) 提案限度額

9,900千円以内(消費税及び地方消費税を含む。)

## 2 資格要件

公告日から契約相手方の候補者決定までの間において、次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項各号の規定に該当しない者
- (2) 高知市競争入札指名停止措置要綱(平成6年7月1日制定)(以下「本市指名停止要綱」という。)の規定による指名停止又は指名回避の措置を受けている期間が存在しない若しくは本市指名停止要綱の対象となる事案に該当しない者
- (3) 破産法(平成16年法律第75号)第18条第1項若しくは第19条第1項若しくは第2項の規定に基づく破産手続開始の申立て、民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者。ただし、民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立てがなされた者であっても、民事再生法の規定に基づく再生計画認可の決定又は会社更生法の規定に基づく更生計画認可の決定を受けた者については、当該再生手続開始又は更生手続開始の申立てがなされなかったものとみなす。
- (4) 代表者又は役員等が、高知市事業等からの暴力団の排除に関する規則(平成23年規則第28号)第4条各号のいずれにも該当しない者
- (5) 法人である者
- (6) 市町村税、都道府県税及び国税(法人税、消費税及び地方消費税並びに源泉所得税及び復興特別所得税(強制徴収分))を滞納していない者

- (7) 社会保険料（健康保険料，厚生年金保険料及び子ども・子育て拠出金）を滞納していない者
- (8) 共同企業体を構成する場合は，共同企業体を構成する全ての者が上記(1)～(7)の資格要件を満たしていること。
- (9) 次のいずれかに該当することが明らかになったときは，失格とする。
  - ・参加資格要件を満たさなくなったとき。
  - ・提出書類に虚偽の記載をしたとき。
  - ・提出書類に不備があった，又は指示した事項に違反したとき。
  - ・選定委員会の委員，市職員又は当該プロポーザル関係者に対して，不正な接触の事実が認められたとき。
- (10) 契約相手方の候補者決定から契約締結日までの間において，次に該当したときは，契約候補の決定を取り消し，契約を締結しないことがある。
  - ・参加資格要件を満たさなくなったとき。

### 3 審査及び評価基準

#### (1) 審査方法

公募型プロポーザル方式により，2段階で実施する。

- ① 1次審査は，参加資格要件確認のための書類審査を実施し，提案書の提出者を選定する。
- ② 2次審査は，審査評価基準に基づく書類審査及びプレゼンテーション審査を実施し，総合得点を基に最も優れた提案書の提出者及び次点者を決定する。なお，プレゼンテーションの説明は20分以内，質疑は15分程度とする。プレゼンテーションの際にパソコン等の使用を認めるが，スクリーン及びプロジェクター（型番：EPSON EB-W06），HDMIケーブル以外の機器は各自用意すること。また，参加者は3人以内とし，オンライン参加は不可とする。

※実施日は令和6年8月2日（金）を予定し，時間及び場所については，別途通知する。

#### (2) 受託候補者の選定

審査の結果に基づき，企画提案者の中から，総合評価点が最高位の事業者を受託候補者に選定する。ただし，出席委員（委員長及び副委員長含む。）が満点をつけた場合の総数の6割を最低基準点とし，最低基準点以上の者を選定の対象とする。最低基準点以上の者がいなければ，受託候補者を選定しない。総合評価点が候補者の次に高く，かつ本業務を遂行する能力を有する者を次点者として選定する（次点者についても，候補者と同様に最低基準点（総得点が満点の60%）以上の者だけを対象とする。）。

また，審査は1者のみでも実施するが，最低基準点以上でなければ受託候補者を選定しない。

受託候補者選定後，本市が必要と判断した場合は，企画提案の内容について協議を行うことがある。受託候補者との協議が整わない場合は，次順位受託候補者と契約締結の交渉を行う。

#### (3) 選定委員構成

6名

#### (4) 選定基準

- ① 1次審査の参加資格要件確認は，「2 資格要件」のとおりとする。
- ② 2次審査の選定基準は，別記「審査評価基準」のとおりとする。

#### (5) 審査結果通知

1次審査結果は，参加意向申出者全員に電子メールで通知する。また，2次審査結果は，企画提案書の提出者全員に書面で通知する。

#### 4 質疑と回答

(1) 提出方法

別紙「質疑書」(様式第1号)をFAXもしくは電子メールにより提出すること。いずれの提出方法においても、電話により到達を確認すること。

(2) 提出期限

令和6年7月1日(月)正午

(3) 提出先

高知市商工観光部商業振興・外商支援課

住所：〒780-8571 高知県高知市本町5丁目1番45号 第二庁舎2階

電話：088-823-9375 FAX：088-823-4024 Eメール：kc-151700@city.kochi.lg.jp

(4) 回答

令和6年7月3日(水)中に高知市商業振興・外商支援課ホームページに掲載する。

5 参加意向申出書の提出（1次審査）

(1) 提出書類

申請に際し、次に掲げる書類を提出すること。

①	参加意向申出書（様式第2号）
②	資格要件確認書（様式第3号）
③	使用印鑑届（様式第4号）
④	登記簿謄本又は登記事項証明書（現在事項全部証明書等）
⑤	委任状（様式第5号） ※契約等について委任関係がなければ提出不要
⑥	市町村税に係る納税証明書 ※滞納がないことの証明書又は直近2事業年度の納税証明書 ※所在地が東京23区の場合は提出不要
⑦	都道府県税に係る納税証明書 ※滞納がないことの証明書又は直近2事業年度の納税証明書
⑧	国税に係る納税証明書（未納税額のない証明書） ※法人税、消費税及び地方消費税、源泉所得税及び復興特別所得税（強制徴収分） 【納税証明書の種類：その3】…その他欄に「源泉所得税及び復興特別所得税」と記載し請求。 ※納税証明書の種類「その3の2」や「その3の3」では、源泉所得税に未納がないことが記載されないので注意すること。
⑨	社会保険料納入確認（申請）書（様式第6号） ※直近2年間に未納がないことの証明書
⑩	財務諸表 ※直近1事業年度の決算書類 ・法人=貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書等の写し
⑪	暴力団排除に関する誓約書及び照会承諾書（様式第7号）
⑫	企業概要が分かるパンフレット等
⑬	共同企業体による申請に係る書類 ア 共同企業体結成に係る協定書（写し） 協定書には、出資比率、構成員ごとの担当業務、構成員が債務不履行の場合の対応方法などを必ず明らかにしてください。 イ 委任状（様式第5号） 共同企業体の代表者を受任者とし、各構成員が委任者として提出すること。なお、記入の際には、各団体の所在地、商号（名称）、代表者名を明記し、各団体の代表者印を押印すること。

【注意事項】

- 官公署等の証明書類は、申請書提出日から遡って3か月以内に発行されたものに限る。
- 本市の令和6・7年度物件等競争入札参加資格を有している提案者は、④～⑪の提出は不要とする。
- 共同企業体により提案する場合は、構成員ごとに②～⑫を提出すること。

(2) 提出方法

提出書類は紙媒体とし、①～⑪は各1部（共同企業体は⑬をあわせて提出）、⑫は10部を持参（土曜日、日曜日及び祝日を除く日の午前8時30分から午後5時までとする。）又は郵送（郵送物の追跡が可能である方法に限る）によること。

**※郵送の場合は、電話にて提出した旨の報告を行うこと。**

(3) 提出期限

令和6年7月9日（火） 午後5時（必着）

(4) 提出先

高知市商工観光部商業振興・外商支援課

〒780-8571 高知県高知市本町5丁目1番45号 第二庁舎2階

電話：088-823-9375 FAX：088-823-4024

(5) 参加資格審査及び結果通知

参加意向申出書の提出があった者について資格審査を行い、審査結果を参加資格確認結果通知書（様式第8号）により通知する。なお、資格審査により失格となった者は、通知日の翌日から起算して7日以内に、書面にてその理由について説明を求めることができる。

6 企画提案書作成要領（2次審査）

(1) 提出書類

ア～カについては正本1部、副本9部、キについては正本のみ1部、提出すること。

ア 業務の実施方針及び実施体制（任意様式）

イ 企業の業務実績調書（様式第9号）

※業務実績のうち、主に関西圏で過去に実施した物産展等の名称及び販売実績について記入すること。

ウ 企画提案書（任意様式）

別紙仕様書の「5 業務内容」に記載する（1）～（10）の業務内容を踏まえ、企画提案をすること。

※様式は、片面でA4判の場合は12枚以内、A3判の場合は6枚以内とする。

ただし、表紙や目次、企画提案内容を補足するための説明資料については上記制限枚数には含めない。なお、説明資料を添付する際は、企画提案書のどの提案事項に対する説明であるか、題名をつける等、明示すること。主要な文字の大きさ（ポイント数）は10.5ポイント以上とし、企画書の用紙の向きについては、縦又は横のいずれかで統一すること。

エ 業務の実施スケジュール（任意様式）

オ 物産展会場レイアウト図（任意様式）

カ 業務参考見積書（任意様式とするが、経費の内訳が確認できるものとし、仕様書5の(6)に係る費用（備品等）は別途分かるように内訳を作成すること。また、全体経費（小計）から値引きをし、総計を出すことは認めない。）

キ 情報非公開希望申立書（様式第10号）（非公開希望がない場合でも必ず提出すること。）

(2) 提出方法

提出書類は紙媒体とし、持参又は郵送により提出すること。

※持参の場合は土日・祝日を除く午前8時30分から午後5時まで（うち、正午から午後1時までを除く）とする。郵送の場合は郵送物の追跡が可能である方法に限る。（提出期限までに要必着）

**※郵送の場合は、電話にて提出した旨の報告を行うこと。**

(3) 提出期間

令和6年7月17日（水）から令和6年7月26日（金）正午まで（必着）

(4) 提出先

高知市商工観光部商業振興・外商支援課

〒780-8571 高知県高知市本町5丁目1番45号 第二庁舎2階

(5) 留意事項

ア 企画提案書は1者1提案とする。

イ 企画提案書を受理した後の差替え、追加、削除等は一切認めない。

## 7 実施スケジュール（予定）

募集要領の公告	令和6年6月24日（月）
質疑書の提出期間	令和6年7月1日（月）正午まで
質疑に対する回答	令和6年7月3日（水）
参加意向申出書の提出期間	令和6年7月9日（火）午後5時まで
参加資格者の決定	令和6年7月16日（火）
企画提案書の提出期間	令和6年7月26日（金）正午まで
プロポーザル選定委員会の審査 （プレゼンテーション）	令和6年8月2日（金）
審査結果の通知	令和6年8月中旬
契約の締結	令和6年8月中旬～下旬

## 8 結果の公表

- (1) 審査結果の通知時に、候補者の名称及び所在地、総得点、その他の参加者（「B社」「C社」等と記載）の総得点を高知市商業振興・外商支援課のホームページで公表する。
- (2) 契約締結後に、契約相手方の名称及び所在地、契約締結日、契約期間、契約金額を高知市商業振興・外商支援課のホームページで公表する。

## 9 その他留意事項

- (1) 提案に要する費用は、すべて参加者の負担とする。
- (2) 共同企業体を結成して提案を行う場合は、応募に関する事務を全て当該共同体の代表者を通じて行うこと。また、本市が当該代表者に対して行った行為は、当該共同体全ての構成員に対して行ったものとみなす。
- (3) 提案資格を有することについての資格確認後において、次のいずれかに該当するときは、当該契約に係る資格を失うものとし、既に提出された提案書は無効とする。
  - ア 参加資格要件を満たさなくなったとき。
  - イ 提出書類に虚偽の記載をしたとき。
  - ウ 提出書類に不備があった、又は指示した事項に違反したとき。
  - エ 選定委員会の委員、市職員又は当該プロポーザル関係者に対して、不正な接触の事実が認められたとき。
- (4) 提出された書類は、理由のいかんにかかわらず返却しない。
- (5) 提出された書類は、参加者に無断で本プロポーザル以外に使用しない。
- (6) 提出された書類は、審査及び説明並びに公表のために、その写しを作成し使用することができるものとする。
- (7) 提出された書類は、高知市行政情報公開条例（平成12年条例第68号、以下「条例」という。）に基づく情報公開請求があった場合、公開することにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の権利、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認めるに足る合理的な理由があるもの（条例第9条第1項第3号該当）を除き公開することとする。したがって、提案内容に条例第9条第1項第3号に該当する部分がある場合は、提案書を提出す

- る際に、非公開とする部分と具体的な理由を記載した情報非公開希望申立書（様式第 10 号）を提出すること。ただし、非公開の申出があった部分であっても、合理的な理由がないと判断する場合や公開することが公益上必要であると認める場合などは、公開することがある。
- (8) 参加を辞退するときは、必ず参加辞退届（様式第 11 号）を提出すること。なお、辞退することによって、今後の本市との契約等について不利になることはない。
- (9) 選定結果等についての不服及び異議申立てがある場合は、通知を受けた日の翌日から起算して 7 日以内に、その理由について説明を求めることができる。その場合、本市が開示しても差し支えないと判断した項目に限り回答する。

#### 10 担当部署（問い合わせ先）

担当：高知市商工観光部商業振興・外商支援課 西本・前田

住所：〒780-8571 高知県高知市本町 5 丁目 1 番 45 号 高知市役所第二庁舎 2 階

電話：088-823-9375 FAX：088-823-4024

Eメール：kc-151700@city.kochi.lg.jp

(別記)

審査評価基準

審査項目	配点	評価の視点
1 企業の評価	5	・関西圏での物産展等の企画及び運営実績が十分にあるか。
2 業務遂行能力	5	・業務に必要な人員体制，役割分担がなされているか。
3 事業スケジュール	5	・実現可能であり，具体的なスケジュールであるか。
4 企画提案書	30	(1) 関西圏百貨店等での物産展等の開催 ・本業務の目的達成が見込める場所の選定となっているか。 (参考：市場調査結果の概要を考慮しているか等) ・市場調査の分析結果をさらに深めるような提案者独自のネットワーク等を活用した効果的かつ独創性のある提案となっているか。
	10	(2) K I T T E大阪内イベントスペースでの物産展等の開催 ・K I T T E大阪内イベントスペースにて，高知県及びれんけいこちらの双方にとって効果の高い物産展等の提案となっているか。
	20	(3) 「とさとさ」への誘客促進企画の提案 ・高知県が公開した「第2期高知県関西・高知経済連携強化戦略」の内容を踏まえ，「とさとさ」への誘客が図れるような企画が提案できているか。
	15	(4) 広報活動 ・物産展開催場所の圏域在住の者等に効果的に告知できる内容となっているか。
	5	(5) 会場のレイアウト図について ・物産展を実施するにあたり，来場者の販売意欲を促進するようなレイアウト図となっているか。
5 業務参考見積額	5	・経費の積算が明確であるか。
合計	100	